

平成25年11月 1日

松山河川国道事務所道路管理第一課

特殊車両の指導取締り結果について

～指導取締要領の一部改正後、20台の車両に指導・警告を実施～

松山河川国道事務所では、特殊車両の指導取締を定期的実施し、許可の有無、許可条件を確認し、違反車両について適正な運行がなされるように指導しています。

平成25年3月の「車両の通行の制限について」の一部改正を受け、無許可、又は許可内容に違反し、繰り返し通行を行い、是正指導を受けてもなお、違反行為を行った違反者に対する措置として、会社名や違反内容を公表する措置を行うなど、更なる取締りの徹底を図っています。今回、指導取締要領の一部改正後に実施した指導取締りの中間とりまとめ結果をお知らせします。

重量制限を超過した車両は、橋梁等の道路構造に重大な影響を与えるとともに、重大な交通事故を起こす原因となります。特殊車両を通行させようとする方（運送事業者、荷主等）は、特殊車両通行許可制度の遵守をお願いします。

【一部改正後の取締状況に関する中間とりまとめ】

1. 対象期間 平成25年3月 ～ 9月
2. 取締回数 毎月1回（6回、雨等の都合により中止あり。）
3. 取締場所 国道11号 川之江車両計量所（四国中央市川之江町、上り線）
国道33号 砥部車両計量所（伊予郡砥部町、上り線）
4. 取締結果 取締対象台数 50台

指導・警告台数 20台

※違反は道路法47条の2の特殊車両通行許可の不許可と不携帯



※詳細については当事務所HP（<http://www.skr.mlit.go.jp/matsuyam/>）をご覧ください。

本施策は、四国圏広域地方計画「NO. 5 圏域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」及び「NO. 6 防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局松山河川国道事務所道路管理第一課

副所長 おきうえ しげと 沖上 茂人 内線205

◎ 道路管理第一課長 たけち たけあき 武智 高明 内線431

代表 089-972-0034

直通 089-972-0413

FAX 089-971-7044

◎：主な問い合わせ先